

特定非営利活動法人 健康開発科学研究会
土屋健三郎記念産業医学推進賞規程

- 第1条 この規程は、土屋健三郎記念産業医学推進賞の受賞者の厳正な選出並びにその賞の授与等に関わる基本的な諸事項を定める。
- 第2条 本賞は、産業保健に携わる人々を激励する目的で、毎年1回、産業保健活動の推進に貢献したと認める者に、これを授与する。
- 第3条 本賞の受賞者は、本研究会会員の推薦を受けた候補者の中から、次の第4条に定める選考委員会が適任候補者を選考し、本会理事の過半数の同意によってこれを決定する。
- 第4条 選考委員会の構成は、以下の通りとする。
委員長 1名
委員 若干名
- 第5条 選考委員長は、本研究会の副会長が就任するものとし、会長が指名しその任を委嘱する。
- 第6条 選考委員は、理事会の議決を経て会長が任命する。その任期は本研究会役員の任期と同じく2年とする。
- 第7条 選考委員会は、委員長が招集し、選考結果を会長に報告する。
- 第8条 本賞の受賞対象者は、原則として本研究会の会員であって、産業医学（予防医学・公衆衛生等を含む）発展のための研究、教育、普及に、以下に例示するような具体的な功績を挙げた者とする。
(1) 産業医学の普及・教育活動を積極的に実践・推進している者。
(2) 職域において、産業保健の向上と環境改善の実現に功績があった者。
(3) 産業医学分野における学会・専門書等への論文・研究発表を積極的に行い、その内容に優れた者。
(4) 産業医学の実践に有用なビジネスモデルの開発・普及をした者。
(5) 産業医学に用いる新しい手法や測定方法の開発・普及をした者。
- 第9条 受賞者は通常1名とする。
- 第10条 本賞は、本研究会の年次総会等公式の場において授与するものとし、表彰状及び賞金20万円をもってこれにあてる。
- 第11条 賞金を含めた本賞に関わる経費は、土屋健三郎記念基金より拠出する。
- 第12条 土屋健三郎記念基金の会計は、本研究会の会計とは分離し、別途特別会計としてこれを管理する。
- 第13条 会計報告は、毎年年度始めの理事会において研究会事務局が行い、理事会の承認を得るものとする。
- 第14条 本賞の運営にあたり、疑義の生じた時は、理事会に諮り調整するものとする。
- 付則 1. この規程は平成11年6月9日より施行する。
2. この規程の一部を改定し、平成26年12月19日より施行する。

以上